

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	代行斎場の使用許可
概 要	大阪市立斎場条例により、代行斎場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立斎場条例（昭和24年4月1日条例第31号）第4条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	<p>以下の場合、使用許可されないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公安又は風俗を害するおそれがあるとき</li> <li>・ 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき</li> <li>・ 管理上支障があるとき</li> <li>・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき</li> <li>・ その他不相当と認めるとき</li> </ul> <p>* 「管理上の支障」とは、使用者や近隣住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいいます。</p>
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	北斎場、小林斎場、鶴見斎場、佃斎場、葬祭場
提出時期	随時
提出方法	代行斎場のうち北斎場、小林斎場、鶴見斎場、佃斎場を利用する場合は、斎場予約システムに予約の上、使用の前日までに火葬許可証を添付し、申請してください。 代行斎場のうち葬祭場を利用する場合は、葬祭場に予約の上、申請してください。（別途、斎場の火葬予約が必要となります。）
手数料	火葬証明書・分骨証明書 発行手数料250円（葬祭場以外の代行斎場）
相談窓口	北斎場、小林斎場、鶴見斎場、佃斎場、葬祭場
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
備 考	